

黄熱の予防接種を仙台市以外でも受けられるようにしてほしい

(行政苦情救済推進会議の検討を踏まえたあっせん)

1 行政相談の受付等

- (1) 行政相談の受付日：平成 14 年 5 月 31 日
- (2) 行政苦情救済推進会議の開催日：平成 15 年 3 月 19 日
- (3) あっせん日：平成 15 年 3 月 31 日
- (4) 関係機関：仙台検疫所（厚生労働省）

2 行政相談への相談要旨

平成 14 年にケニアに旅行したが、その帰路、シンガポールに立ち寄る予定となっていたので、旅行会社から黄熱の予防接種を受けた証明書が必要であると言われた。しかし、私が住む秋田県内には黄熱の予防接種を行っている機関がないため、仙台市内にある国立病院に出向いて予防接種を受けた。

この予防接種を受けるために、会社を一日休まなければならない、交通費等費用負担も少なくなかったため、県内でも黄熱の予防接種が受けられるようにしてほしい。

3 推進会議の検討結果

東北地方において黄熱の予防接種を受けられるのは、仙台検疫所（塩竈市）のほか、「海外渡航外来」を設置して、同所職員らによる感染症の予防接種や帰国後の健康相談を行っている国立仙台病院（仙台市）の 2 か所である。

しかし、東北地方は地域が広く、特に塩竈市及び仙台市から遠距離にある青森県、秋田県に在住する者にとっては、時間や費用の負担が大きい。

仙台検疫所に対して、接種者の負担軽減等の観点から、塩竈市及び仙台市以外においても黄熱の予防接種を行うことについて検討を求める必要がある。

4 当局によるあっせん

黄熱については、唯一予防接種に関する国際証明書が要求される感染症であり、この証明書がなければ相手国から入国拒否されることがある。

この予防接種及び同証明書が受けられるのは、東北地方では、仙台検疫所（塩竈市）及び国立仙台病院（仙台市）の 2 か所のみであり、特に青森県、秋田県の在住者にとって負担が大きいことから、推進会議の意見を踏まえ、塩竈市及び仙台市以外においても黄熱の予防を行うことについて検討を求めた。